

令和6年度

**第21期第24回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和6年9月6日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和6年9月6日(金) 午前10時00分から10時50分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針及び目標増殖量に係る増殖実施報告要領の一部改正について
- 3 報告事項1 全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会について
- 4 その他
(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和 司 大瀬 公 司 垣 外 昇 井 上 亜 貴
加治佐 隆光 三 輪 理 河 村 功 一 金 岩 稔

(※斜体字：Web出席)

欠席委員

中 本 恵 二 笠 見 和 彦

事務局

事務局長 小 林 智 彦
主 査 葛 西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森 田 和 英
係 長 程 川 和 宏
主 任 福 田 遼

傍聴者

なし

計 13名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 24 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席は中本委員、笠見委員の 2 名、Web での出席（三輪委員、河村委員）を含め出席委員が 8 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、井上委員、三輪委員にお願いします。本日は傍聴人はみえません。

発言にあたっては、議長に発言を求めている、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは議案 1 「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 8 月 20 日付け、農林水第 24-4148 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

三重県漁業調整規則第 53 条第 2 項において準用する同規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

資料の 1 - 1 ページが諮問書で 1 - 2 ページが諮問の理由書です。改正の理由及び内容は、令和 6 年 12 月 31 日で許可期間が満了となるうなぎ稚魚漁業を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。

1 - 3 ページの諮問事項についてをご覧ください。今回ご意見を伺う内容としては、申請すべき期間を設定するために三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項に基づき、委員会のご意見を伺うものとなります。

1 - 4 ページの制限措置の内容及び申請すべき期間をご覧ください。（1）制限措置の内容については、着色している部分が内水面に関する部分ですが、昨年度から変更はありませんので、説明を省略させていただきます。今回変更となるのは 1 - 6 ページの（2）申請すべき期間の部分です。昨年は令和 5 年 11 月 2 日から令和 5 年 11 月 22 日までを申請すべき期間としていましたが、今年は令和 6 年 10 月 15 日から令和 6 年 11 月 14 日までとしたいと考えております。昨年と比較して申請の受付日をやや早めに設定し、申請期間を長めにしています。1 - 7 ページ以降に現在の「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針」の全文を添付していますので参考としてください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

少し記憶が定かでないので、確認をさせていただきたいのですが、うなぎ採捕の最大数の管理というのが、2023年12月環境省からの通達等であると思いますが、この点に関して密漁対策の強化や生息地環境の保全、包括的な保護策などが併せて行われるべきという内容だったと思いますが、三重県においてはどのような取扱いになるのでしょうか。

○水産資源管理課（福田主任）

三重県の資源管理の取り組みとしては、国でうなぎ稚魚漁業について、採捕の上限が定められていますので、県で特定の地区に採捕の上限を設ける等の行為はしていません。

○金岩委員

漁業許可において、漁業種類のための制限であって、採捕量の制限は入れないということですか。

○水産資源管理課（福田主任）

入れていません。

○金岩委員

それはどうやって担保するのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

採捕量については、販売量から採捕量を確認させていただいています。

○金岩委員

それは県が行うのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

許可者の方から毎月採捕実績を報告していただいていますので、そのなかで採捕量の確認はさせていただいています。

○金岩委員

県内で採捕量の上限に達した時点で4月30日を待たずに採捕禁止になるのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

県内では採捕量の上限はなく、国全体の採捕の上限がありまして、水産庁から通知が来た段階で、皆さん獲らないでくださいと県から案内させていただきます。

○金岩委員

県が月単位で報告を受けたものを水産庁に報告して、それに基づいて水産庁が上限に達した場合には、すみやかにそのスキミングし、その後に通達がくるという流れですか。

○水産資源管理課（福田主任）

そうです。

○金岩委員

そういう条件でされているということは、許可の際に書く必要はないのですか。どこかの時点で国からの通達があった際は、4月30日を待たずに漁期が制限される可能性があるというのは。

○水産資源管理課（福田主任）

それについては、資料1-11ページの7その他必要事項は以下のとおりとします。(5)の部分で示させていただいています。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。この辺りは、新たに追加されたのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

昨年度から追加されているものになります。

○金岩委員

漁業時期ですが、一般的に12月から4月位というのが多いと思いますが、三重県においては元々1月からですか。

○水産資源管理課（福田主任）

そうですね。三重県について特別採捕は1月1日からとなっています。

○金岩委員

そのあたりなにか理由がありますか。

○水産資源管理課（福田主任）

関係者と調整の上で1月から開始となっています。

○金岩委員

希望として12月はあまりないからですか。

○水産資源管理課（福田主任）

そうですね。そのあたりは聞いてないです。

○金岩委員

逆にいうと12月に行っているのは、すべて密漁。

○水産資源管理課（福田主任）

そうですね。その時期に獲っているのは密漁ということになります。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針及び目標増殖量に係る増殖実施報告要領の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

過去の委員会で報告させていただきました三重県内水面漁業協同組合連合会からの「あまご発眼卵放流に関する目標増殖量の取扱い」の要望に関し、5月29日と7月31日に小委員会を開催し、審議を重ねてまいりました。

前回の委員会で報告のありましたとおり、5月29日の1回目の小委員会では、発眼卵放流は種苗放流と比べ2.68倍の効果があることから目標増殖量の対象とする方向で審議をすすめることとし、現行の目標増殖量の取扱方針では、あゆの人工ふ化を認めており、あゆに準じた種苗放流量への換算方法について審議を行いました。そして他県の状況を調査したうえで再度小委員会を開催して改正案を検討していくことになりました。7月31日に開催しました第2回目の小委員会の結果については、大瀬小委員長から報告していただくこととなります。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、大瀬小委員長から報告をお願いします。

○大瀬小委員長

7月31日に開催した2回目の小委員会の結果について報告します。5月29日の小委員会の結果を受けて、事務局により他県の状況を調査したうえで、目標増殖量の取扱方針と増殖実施報告要領の改正案が示され協議を行いました。

換算係数については、0.14とし、あまごの発眼卵放流1万粒当たり2.8kgの種苗放流に換算されるとしました。これは他県の数値の範囲内であり、妥当であると判断しました。

私からは以上です。

○浅尾会長

ただいま大瀬小委員長から報告があったとおり、あまごの発眼卵放流1万粒当たり、2.8kgの種苗放流に換算されるとし、それを反映した「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」と「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」の一部改正について、議案2として審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」と「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」の一部改正案につきまして、資料2で説明させていただきます。

2-8ページの補足資料上段にあるように、中村智幸氏ほかが発表された「ヤマメ・アマゴの種苗放流の増殖効果の検証」の27ページ、資料では2-14ページになります。ここに増殖効果は稚魚放流より、発眼卵放流の方が2.68倍高いとあることから、小委員会において、あまごの発眼卵放流を種苗放流に換算し目標増殖量に含めることを前提に議論されました。

2-7ページをご覧ください。これは2-1ページからの「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の別記4あまご発眼卵放流による増殖効果の種苗放流への換算方法で2-6ページにある同取扱方針で、すでに認めているあゆ人工ふ化による換算方法に準じて作成したものになります。

2-7ページ1つ目の●、先ほどの2-14ページにおいて、0歳秋に稚魚放流由来魚が1尾残存する為に0歳初夏に5.1尾の養殖稚魚を放流する必要があります。発眼卵放流では、発眼卵由来魚が、0歳秋に1尾残存する為には1.6尾が必要で、発眼卵放流時から0歳初夏までの平均残存率4.43%で割り戻すと発眼卵の放流卵数は36.1粒となります。

2つ目の●、 $5.1 \div 36.1 = 0.14$ が発眼卵1粒当たりの放流稚魚尾数への換算係数となります。この0.14という数値は、2-9ページにあります他県の数値の範囲内であり妥当なものと考えられます。また、河川により条件も異なり、他県も幅が広く、データも少ないことから今後の状況により、換算係数の見直しを行うことが可能である旨をどこかに謳っておくよう小委員会で意見がありましたので、2-8ページ補足資料の最後に赤字部分で明記しました。

2-7ページの3つ目の●、放流稚魚1尾2gとすると発眼卵1万粒では2.8kgの種苗放流に換算されます。

2-1ページに戻っていただきまして、「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針

について」の改正案が2-7ページまでとなります。現行の取扱方針が別綴じで2-15ページからとなります。こちらには、改正案の赤文字部分である改正箇所のないページは省略してあります。

改正箇所として2-2ページ、種苗放流以外の増殖措置の評価の項目(3)にあまごの発眼卵放流と換算放流量を追記しました。そして、その算出根拠は別に定めるとあるのが、2-6ページのあゆの別記3と2-7ページのあまごの別記4となります。

取扱方針を改正しますとそれに関連する「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」も改正する必要があります。

2-10ページから2-11ページが報告要領の改正案、2-12ページと2-13ページが様式と記入例で、現行が2-18ページから2-21ページです。改正案は2-11ページの様式4をあゆ人工ふ化とあまご発眼卵を含めた卵放流用とし、2-12ページと2-13ページの様式と記入例もあゆ又はあまご共通の卵放流用としました。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明になにかご意見等ございませんか。

○金岩委員

基本的には良いと思うのですが、文言を報告書では卵放流となっていますので、すべての用語を卵放流としてはだめでしょうか。例えば2-2ページのあゆ人工ふ化・あまご発眼卵放流とあるのを、あゆ・あまご卵放流に。2-6ページのあゆ人工ふ化による増殖効果のところもあゆ卵放流の人工ふ化による増殖効果など。すべて卵放流と統一したらいかがかなど。報告用に卵放流と書いてありますが、こちらは人工ふ化となっていて、よく読めばわかりますが、同じにしないとわかりにくいかと思われるので、改正するなら、ここも卵放流に統一したらどうでしょう。

○浅尾会長

今の金岩委員の意見について、他の委員の方いかがでしょうか。

○加治佐委員

2-13ページの卵放流の方法であまご発眼卵の場合は直まき又は容器放流と書いてあるのですが、直まきというのは農業の場合だと地面をまったくいじらない場合を言います。言葉だけ調べると河床の卵をまったくいじらずにやると生存率がほとんどないよという話があったりするので、直まきというのはたぶん河床に埋設することでしょうから、直まきという言葉は使わないほうが良いかなという印象を受けました。

○金岩委員

発眼卵放流の時に直まきと言うのですが、水産庁の資料でも直まきと書かれているので、この用語を別の言葉に置き換えるのは、少し違和感があるのではと想像しますので直まきと容器放流のままで良いかと思えます。

○三輪委員

2つ用語についての話が出ていますが、最初の卵放流に統一したらどうかというご意見ですが、なるべく用語は統一した方がわかりやすいと思うので、私もそれの方が良いと思います。直まきに関しては正直どちらでも良いと思います。直まきのままでもこの分野に関してはこれでやっているということなので、それでも良いと思いますし、或いは容器を使わない直接の埋設とか放流とかもう少し具体的に書いても、どちらでも良いかなと思います。

○金岩委員

もし直まきを変えるのであれば、発眼卵埋設放流というのが用語として使われていると思いますので、少し長くなっても構わないのであれば、この用語が良いかなと思います。

○浅尾会長

はい、ありがとうございます。まず取扱方針と報告要領であゆとあまごどちらも卵放流に統一してはどうかという意見。卵放流と統一して何か差しさわりはありますでしょうか。

○事務局（葛西主査）

小委員会の場でもあゆの人工ふ化とあまごの発眼卵放流をまとめて卵放流というご意見もございましたので、報告書の方はそのようにさせていただいたのですが、取扱方針については、以前からあゆの人工ふ化という部分はあまりさわらずにあまごの追記を、事務局の方で案として出させていただきました。今回委員会で決めていただければこの報告要領とつじつまがあうようにさせていただきたいと思いますし、漁協の方が混乱しないわかりやすい改正をさせていただければと思っております。このあゆの人工ふ化というのを卵放流に統一するという方向で決めていただければ修正をさせていただこうと思います。

○浅尾会長

わかりました。用語を卵放流に統一して改正したいという意見に、委員会としてもそのような意見でよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

それでは、一部の用語の修正ですのでそのようにさせていただきたいと思います。

あと直まきという用語が少し適切ではないかというご意見があり、発眼卵埋設という用語にしたらどうかというご意見もありましたが、そちらの方はいかがでしょうか。

○加治佐委員

発眼卵埋設でお願いします。

○金岩委員

発眼卵埋設放流もしくは発眼卵省略して、埋設放流でも良いかと思います。

○三輪委員

2-13 ページの報告書の2卵放流の方法には、前半に（あまご発眼卵の場合は）と書いてありますよね。その次にあまご発眼卵という言葉はいらなわけですね。なので（あまご発眼卵の場合は）と書いて直接の埋設、あるいは直接埋設という言葉にして（又は容器放流）とすれば埋設というのは容器も埋設するわけですから、直接埋設とすれば、発眼卵をそのまま埋めるということがわかりやすいかと思います。ですから、直接の埋設、直接埋設という言葉を使用するのが良いと思います。

○金岩委員

例えば円筒を使った埋設とただ埋めたものとは、直接埋めたものだけが直接埋設のように聞こえるのですが。直まきは、その界限では一般的にどちらも含む方法として定着していると思うのでやはり直まきの方が良いのではないかと思いますけど。

使われている方法というなら発眼卵埋設放流なので、埋設放流の方が良いかと思いますし、その分野のマニュアルを探した時に、直接埋設という言葉は出てきません。それだとやはりどれを指すのかというと直まきや埋設放流という言葉は出てくるので、マニュアルで使っている用語にしておいた方が混乱はしないと思います。業界的にそういう用語を使っているのです。

○河村委員

私も同意見です。業界のスタンダードにあわせた方が良いと思います。

○金岩委員

直まきというのが、農業的に不思議に聞こえるのはわかりますが、実際今まで発眼卵放流をされているところがその用語を使っていますので。

○河村委員

直まきという表現、私のまわりの業界でもよく使われていますね。

○三輪委員

今言われたように、業界的にこの用語が定着しているのであれば、それで結構だと思います。

○浅尾会長

他の委員の方、いかがでしょうか。

○金岩委員

水産庁も岐阜県も出しているマニュアルではどちらも直まきという言葉を使っています。

○加治佐委員

私は、掘ったりとかなにもせず、節分の豆まきみたいに撒く人がいないかが心配です。たぶんいないと思いますが。そういうことはしないでというそこだけです。

○浅尾会長

各漁協へは、通知と一緒にマニュアルも送付させていただきますので、この直まきという用語が定着しているのであれば、この用語を使うということによろしいですか。

○金岩委員

その方が良いと思います。

○浅尾会長

わかりました。この件に関しては、このまま直まきという表示とします。そして先ほどの卵放流の用語につきましては、委員会の意見として卵放流に統一させていただきます。議案2につきまして、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案2につきましては、事務局案の一部を修正して改正することとします。

今後の漁協への通知等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

本日の委員会で取扱方針と報告要領の一部改正について、決定していただいたとおり、各漁協へ改正の主旨等を明記した上で通知をさせていただきます。

このような改正があったときは、漁協に対し、翌年度の目標増殖量の事前協議の際、目標増殖量とともに取扱方針等の改正についてもあわせて、意見照会をさせていただきます。

今回の改正についても令和7年度の目標増殖量事前協議を行います際にあわせて意見照会させていただきます予定です。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、報告事項1「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

5月31日に東京都で開催されました全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会には浅尾会長に出席していただきました。その内容につきまして、当委員会の関連部分を中心に説明をさせていただきます。

3-2ページの次第をご覧ください。滋賀県の林会長から「能登半島地震へのお見舞いと復興祈願、遊漁の増加の一方外来魚対策等の内水面漁業の発展のため、各県内水面委員会に期待する。」とのあいさつの後、8議事として、3つの議案の説明がありました。

3-3ページからの第1号議案の令和5年5月に通常総会、6月に中央省庁提案行動、3-7ページの内容のとおり10月にはWebで研修会が開催され、本委員会でご意見いただいたとおり、研修資料を県内各漁協等へ参考送付しました。11月には奈良県で中日本ブロック協議会が開催されました。

3-8ページと3-9ページは、収支決算案と剰余金処分案で収入から支出を差し引いた21,180,916円を令和6年度へ繰越すとの内容です。

3-12ページからは、第2号議案の令和6年度事業計画書案です。5月31日に通常総会が開催され、今後研修会がWeb併用で10月4日、中日本ブロック協議会が11月14日、15日に山梨県で開催されます。また、全国内水面漁場管理委員会連合会の会費について、令和5年度は、コロナ対策で会議等が書面やWeb開催による前年度繰越金が多く、0円となりましたが令和6年度は10万円となりました。

3-16ページからは、第3号議案で令和6年度提案書案です。当委員会から中日本ブロック協議会を經由し、修正意見として提出した魚病対策のあゆの冷水病等について、3-20ページの記の1、下線部分に反映されています。

以上3つの議案については、原案どおり承認されました。

次に9その他として、令和7年度からの役員等の選出についての説明がありました。3-28ページをご覧ください。現在の役員及び事務局の任期は、令和6年度まで。具体的には令和7年度通常総会の開催までとなっており、令和5年度の中日本ブロック協議会で岐阜、和歌山、三重、静岡の4県が次期役員県となることが決定し、今年11月の中日本ブロック協議会で役員を報告することになっています。よって、令和7年度から4年間前後期2年で交代がありますが、三重県から副会長理事、理事2名、監事のいずれかの役員となります。現在4県で調整中です。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明になにかご意見等ございませんか。

なければ、その他事項（1）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回の委員会は、10月中下旬に予定しています。時間は午前10時から、場所は内水面漁場管理委員会委員室です。

議題は、遊漁規則の改正について諮問が予定されています。あと先ほど説明させていた

いただきました全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会への提出議題について他を予定しています。

後日、日程につきましては、メールでご都合をお伺いさせていただきます。

なお、この中日本ブロック協議会への提出議題ですが、委員会とのタイミングと幹事県への締め切り日との関係がありまして、昨年ですと9月15日に議題通知が来まして10月13日までに提出議題についての意見がありますので、今度は間隔が狭く開催したいとは思っていますがスムーズにいきますように事前にメールで内容を見ていただいて、意見を事前にいただきたいと思います。資料3-17 ページからが今年の提案書で、実は昨日の夕方令和7年度の提案書の案が送られてきて、正式な文章ではなかったのですが、配布できませんでしたが、例えば3-20 ページの三重県から提出したあゆの冷水病の関係で今年の国の回答は引き続き行いますという内容でしたので、7年度案としては、「継続的に実施すること」の継続的を引き続きに言葉を変えますというような情報がありました。このように文言の訂正が多いので、またメールで送らせていただいて、内容を見ていただいて改正する意見等あればいただきたいと思います。

また今年は、来年度の提案行動では特に優先的に解決を望む課題を重点課題としてより強く要望することを考えていると、全国連合会の会長の言葉がございます。どれを重点項目にするかというのを各委員会で選び、その理由を書いて提出する予定ですので、その点もまた委員の方のご意見を事前にお聞きしたいと考えています。

なお、皆さま方第21期の委員の任期は今年の11月30日までとなっています。従いまして、特に緊急の議題等がなければ次回が最後の開催となる見込みです。

会長の意向もあり、最後の委員会は、Web 併用ではなく対面での開催をお願いしたいと考えていますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。今事務局からも次回の開催の説明をしていただきましたが、このメンバーでの開催はおそらく次回が最後になるだろうということですので、もしご都合がございましたら、ぜひ対面をお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの説明になにかご意見等はございませんか。

ないようですので、本日の議案審議は終了しました。これをもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。